

京都市交通局管理規程 6-0（京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程）の一部を次のように改正する。

平成17年9月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第4条第3項第5号中「醍醐駅」を「六地藏駅」に改める。

第53条第1項第3号中「第17条」を「第12条の4」に改める。

第59条を削る。

第60条中「民営バス敬老乗車証及び」を削る。

第61条中「本市が発行する市バス・地下鉄敬老乗車証」を「京都市敬老乗車証条例第2条第1号に規定する第1種敬老乗車証」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）